

【警察本部】

件名	犯罪被害者支援制度について
申立概要 【受理 25.5.22】	<ul style="list-style-type: none">○ 平成25年4月10日頃、京都市バスの車内で携帯電話を使用していたところ、同乗の客から注意され、肩を揺さぶられる等の傷害行為を受けた。○ その件で、上賀茂警察署（現北警察署）において、事情聴取を受けた際に、こちらにも過失があるとして、「犯罪被害者支援制度」での診断書料（初診）の請求はできないとの説明があったが、納得できないので調査願いたい。
確認事項 【通知 25.7.16】	<ul style="list-style-type: none">○ 「犯罪被害者支援制度」は、犯罪被害者の方に対して、被害を証明するために必要な医師による診断書料等を公費で支給し、被害者の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とした支援制度です。○ ただし、被害者が犯罪行為を誘発する等被害者にも責めに帰すべき行為があったときには、支給対象とはならないとされており、北警察署としては、本件は、申立者がバスの車内での携帯電話の使用をやめなかったことが、これに該当するとの判断をされたものです。○ この取扱いについては、北警察署の事情聴取の際に、担当職員から申立者へは、理由も含め説明されていることを確認しました。